

平成 23 年 11 月 25 日

各 位

会 社 名 マーブルホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 松田 清人

株式会社エムケーキャピタルマネージメント株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

マーブルホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 10 月 7 日、株式会社エムケーキャピタルマネージメント（コード番号：2478、以下「対象者」といいます。）の株券等を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 23 年 10 月 11 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 23 年 11 月 24 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

マーブルホールディングス株式会社
東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

(2) 対象者の名称

株式会社エムケーキャピタルマネージメント

(3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

- イ 平成 20 年 11 月 26 日開催の対象者定時株主総会の特別決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 9 回新株予約権」といいます。）
- ロ 平成 22 年 11 月 25 日開催の対象者定時株主総会の特別決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 10 回新株予約権」といい、第 9 回新株予約権及び第 10 回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
162,939 株	108,626 株	一株

- (注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（108,626株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注 2) 買付予定の株券等の最大の数は、買付予定数に記載しているとおり、平成23年 7 月 14 日に提出した第10期第 3 四半期報告書に記載された平成23年 5 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（157,304株）に本新株予約権（5,635 個）の目的となる対象者普通株式の数（5,635株）を加えた株式数になります。
- (注 3) 買付予定数の下限は、上記四半期報告書に記載された平成23年 5 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（157,304 株）に本新株予約権（5,635個）の目的となる対象者普通株式の数（5,635株）を加えた株式数（162,939株）に、 $\frac{2}{3}$ を乗じた株式数（108,626株）です。
- (注 4) 公開買付期間末日までに本新株予約権のうち第 9 回新株予約権の一部が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の普通株式についても本公開買付けの対象としております。なお、第 10 回新株予約権 1,825 個については行使期間が到来していないため、公開買付期間中に行使される可能性はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 23 年 10 月 11 日（火曜日）から平成 23 年 11 月 24 日（木曜日）まで（31 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 35,000 円

第 9 回新株予約権 1 個につき、金 1 円

第 10 回新株予約権 1 個につき、金 1 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（108,626 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（150,483 株）が当該買付予定数の下限（108,626 株）に達しましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 23 年 11 月 25 日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	150,483 株	150,483 株
新 株 予 約 権 証 券	—株	—株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—株	—株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	—株	—株
株 券 等 預 託 証 券 ()	—株	—株
合 計	150,483 株	150,483 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
----------------------------------	----	-----------------------

買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	150,483 個	(買付け等後における株券等所有割合 92.36%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 ー%)
対象者の総株主等の議決権の数	157,304 個	

(注1)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成23年7月14日に提出した第10期第3四半期報告書に記載された平成23年5月31日現在の総株主の議決権の数(157,304個)です。ただし、対象者の本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権(5,635個)の目的となる対象者普通株式の議決権の最大数(5,635個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を162,939個として計算しております。

(注2)「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成23年12月1日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針につきましては、公開買付者が平成23年10月7日に公表しました「株式会社エムケーキャピタルマネジメント株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の記載内容から変更はありません。

なお、対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場しておりますが、公開買付者は、適用法令に従い、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを所有する手続を実施することを予定しておりますので、その場合には、東京証券取引所マザーズ市場における上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の手続につきましては、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

マールホールディングス株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上